



令和8年度 学校経営方針

みんなの笑顔が輝く学校

他者と豊かにかかわり、知性を働かせ、明日を切り拓く子ども

I はじめに

昭和29年に小平町立小平第一小学校分校として開校し、昭和31年に小平市立小平第四小学校として創立して以来69年が経過し、今年度70周年の節目を迎える。その間本校は地域の方々の様々な支援により支えられ、保護者の皆様の協力を得て、希望に溢れた多くの子どもとともに歩み、校風と伝統を築き上げてきた。

本校は、玉川兄弟が築いた玉川上水沿いにあり、四季折々の動植物に触れることができる自然豊かな地域である。また、日本を代表する彫刻家の一人である平櫛田中の彫刻美術館が校区内にあり、文化遺産を身近に見ることができる。更に、外国語活動や国際理解教育の上でも結びつきの強い津田塾大学や防災の拠点となる一橋大学が近隣にあり、子どもたちの学びにとって恵まれた環境が取り巻いている。

本校は、小平市教育振興基本計画を基盤に、学校が保護者や地域の信頼に応え、子どもたち一人一人の人權を尊重するとともに心身の健やかな成長を図るために地域とともにある学校としての教育を強く推進する。

II 本校の教育目標

○健康な子 ◎考える子(重点) ○やさしい子 ○おこなう子

他者と豊かにかかわり → 他者を思いやる子ども(やさしい子)
知性を働かせ → 身に付けた知識・技能を活用する子ども(考える子)
明日を切り拓く → たくましく(健康な子)行動する子ども(おこなう子)

【教育目標の達成に向けた学年目標】

	低 学 年	中 学 年	高 学 年
健康な子	元気よく挨拶・返事をし、身体をいっぱい動かす子	気持ちのよい挨拶・返事ができ、進んで身体を動かす子	他者と豊かにかかわり、心身ともに健康な子
考える子	自分の考えを相手に伝えられる子	経験を基に予想を立てて考えることができる子	見通しをもち、学んだことや身に付けたことを生かせる子
やさしい子	わがままを我慢できる子	相手の気持ちを考えて行動できる子	相手を大切にできる子
おこなう子	いろいろなことに挑戦する子	自ら進んでいろいろなことに挑戦する子	自己の信念を貫き、最後までやり通す子

Ⅲ 学校経営の基本理念

「学習指導要領」と「第二次小平市教育振興基本計画」に基づき、生きて働く知識技能の習得と未知の状況でも対応できる思考力・判断力・表現力等の確かな学力及び豊かな心や健やかな体を育成するとともに、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養を目指す。重点として基礎学力の底上げを図ることを重視した上で、「活用力」「応用力」の向上を目指す。

児童一人一人が学校生活における学びからの習得や自己の成長を実感するとともに、仲間から認められたり必要とされたりし、学校で過ごす心地よさを味わうことができるようにする。また、児童の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図るために、コミュニティ・スクールの特徴を生かし、地域の教育力を活用した様々な授業や事業を展開し、体験活動を充実させる。児童は、自然や社会の現実に触れる実際の体験や事物との関わりをよりどころとして、感動したり、驚いたりしながら、実生活の様々な課題に取り組むことを通じて、自らを高め、よりよい生活を創り出していくことができる。豊かな創造性備え、持続可能な社会の創り手となる児童を育成するために、保護者・地域と連携し、全教職員が一丸となって、子どもたちの豊かな学びの実現を図る。

Ⅳ 目指す学校像 「みんなの笑顔が輝く学校」

【子どもにとって】	学ぶ楽しさ、仲間と触れ合う喜び、自己の成長を実感できる学校
【教職員にとって】	働く喜びを味わい、仕事に誇りをもてる学校
【保護者にとって】	安心・安全で、信頼を寄せて子どもの健全育成に協力できる学校
【地域にとって】	足繁く集い、子どもたちとかがわりたくなる学校

Ⅴ 目指す児童像

【健康な子】

心身ともに健康で、毎日の生活を充実させることができる児童の育成を目指す。身近な生活における健康に関する知識を身に付け、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。低学年では基本的な生活リズムを確立させることについて家庭と連携して取り組む。中学年では、外で遊んだり自らの運動課題に工夫して取り組んだりすることができるようにする。さらに、高学年においては自己の心身の健康や体力についての関心を高め、仲間と協働的に健康・体力の維持増進に努めることができる態度の育成を目指す。

【考える子】（重点）

基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、主体的・対話的で深い学びができる児童の育成を目指す。まず、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返り、既習事項を活用して次につなげる「主体的な学び」ができるようにする。そして、他者と対話したり、先哲の考えを学んだりしながら自己の考えを広げるとともに、習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた「深い学び」の過程が実現できるようにする。

【やさしい子】

自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができる児童の育成を目指す。ユニバーサルデザインの理念に基づいて児童を取り巻く環境を整えることにより、同学年の仲間だけでなく様々な立場の人々と触れ合い、相手の状況に応じた適切な接し方を学び、生活に生かせるようにするとともに、~~また、~~相手の話に頷いたり、「どうしたの」、「ありがとう」など、相手を尊重し気遣う言葉を発したりする実践力を身に付けさせる。また、一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育み、自己肯定感を高めることができるように日常の指導を工夫する。

【おこなう子】

目標をもち、主体的に行動する児童の育成を目指す。まずは、臆せず様々なことに挑戦する意識をもたせる。そのためには、挑戦したこと自体を褒め、さらに「こうするともっとよくなる」などの、一歩前進させる助言を加えていく。そして、「挑戦する」から「自らを高める」ステージへと移行させていくために、自己決定に基づく活動を振り返る機会を多く設け、よりよく生きる力を育む。

VI 目指す教職員の姿

【健康な教職員】

「明るく元気で前向きな教職員」を目指す。職務を行う上で健康は基本である。年間を通して心身ともに健康でいられるように注意をはらう。また、教職員間の風通しが良く、困り事、悩み事等を相談できる雰囲気作りに努めなければならない。特に若手教員に対する人材育成を図る上でもこのような環境づくりは重要である。

【考える教職員】（重点）

授業実践力、職務遂行力、児童理解力、豊かな人間力等を磨くために、「絶えず自己研鑽に励む教職員」を目指す。意図的、計画的な授業を実践し、教材研究、校内研究の充実を図る。教職員一人一人が自らを高める努力をする意識をもち、自己の課題の克服に努める。PDCAサイクルで、目標設定から実践を通して成果を洗い出し、次なる課題を明らかにし、その解決のための対策を考える。

【やさしい教職員】

「児童への愛情を十分に注ぎ、職務を全うできる教職員」を目指す。そのために、保護者や地域、そして児童から信頼される教職員でなければならない。教職員一人一人が教育公務員としての自覚を高め、服務規律を厳守し自らを律することができる環境づくりに努める。

【おこなう教職員】

「同僚、保護者、地域と協働し、児童のために全力を発揮できる教職員」を目指す。そのためには、まずは、教職員一人一人が学校課題に対して当事者意識をもち、自分なりの解決策をもつことが大切である。積極的に地域の行事に参加し、連携を一層密にするとともに、コミュニティ・スクールとして保護者・地域が教育に参画する機会を積極的に設け、願いを受け止め、「地域とともにある学校」づくりのための改善に努めるようにする。

VII 教育目標達成のための具体的重要施策

(1) 人権尊重の精神を大切にした教育の推進→「健康な子・考える子・やさしい子・おこなう子」

教育基本法・子どもの権利条約・こども基本法に則り、学校の全教育活動を通して人権教育を行う。「児童一人一人の人権を尊重するということは、学ぶ楽しさ、仲間と触れ合う喜び、自己の成長を実感できるようにすること」を教職員及び本校の教育活動に関わるすべての人々共通の教育方針とする。そして、児童に人権尊重・生命尊重について正しく認識させ、「一人一人の違いを認め、他者を尊重する心を育てる」ことを教育活動の根幹とする。

【達成のための具体策】

- ① 「道徳科」の学校目標を「道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度の育成」と設定する。一人一人が意欲的で主体的に取り組むことができる表現活動や話し合い活動を通じて、多様な感じ方や考え方に接する中で一人一人が考えを深め、判断し、実践する意欲や態度を育むことができるような学習を展開する。また、道徳授業地区公開講座等を活用して授業を公開し、家庭や地域との連携による指導を実施する。
- ② 教職員一人一人の人権感覚を磨くために人権教育プログラムを確実に活用し、他者に対する言葉の使い方、掲示物やプリントの語句の使用の仕方、児童の作品に対するの評価の仕方等の教員研修を行い、人権に配慮した指導を徹底する。併せて、体罰は服務事故であるとともに大きな人権侵害であることを服務事故防止研修や日常のOJT研修を通して認識させる。
- ③ 学校生活のあらゆる場面において、児童が学ぶ楽しさ、仲間と触れ合う喜び、自己の成長が実感できるように振り返りや教職員による肯定的な評価を積極的に行う。
- ④ 「他者とのかかわりを楽しむ児童」、「思いやりの心をもって相手と接する児童」の育成を目指し、「放課後こども教室」や外部人材を活用した学習など、多くの人々との交流やボランティア活動の実践に取り組む。

(2)学力の向上→「考える子」＜今年度の重点＞

児童一人一人に生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、個を生かす授業はもとより、主体的・対話的で深い学びを通して、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」の3つの資質・能力を育成するために、授業改善の視点を次のように示す。

授業は、年間指導計画に従って週ごとの指導計画を適切に作成し、計画的・意図的な指導を行う。また、授業改善推進プランを活用しながら授業改善を進めるとともに、授業時数の管理を適切に行う。さらに、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学び方を促したりするなど、家庭学習も視野に入れた指導を行う。

【達成のための具体策及び数値目標】

① 全教科で一単位時間の授業の流れを固定して共通実践し、学力の向上を目指す。

一単位時間の授業の流れを、「課題を把握し本時のめあてを知る」→「見通しを立て自力解決する」→「対話を通してそれぞれの考えを学び合う」→「次に生きる振り返りを行う」として、上記3つの資質・能力を高める。

【数値目標】 学期末ごとの教員による自己評価の達成率が9割以上（9割未満の場合は評価改善を実施）

②基礎学力の定着を図るために、「これだけは身に付けさせたい基礎基本」に基づいて反復練習を実践する。

東京ベーシック・ドリルを活用し、基礎的な知識や技能の定着を図るとともに、身に付けた新たな知識・技能が生きて働く概念として既得の技能等と関連付けられて他の学習や生活の場面でも応用できるようにする。

【数値目標】 国語・算数・漢字テストの平均点が85点以上の児童の割合が学級児童の8割以上

③読書に親しむ習慣を身に付けさせるために各学年の読書量の目標を設定し、進捗状況を調査し、評価・改善を行う。また、読書月間を設定し、児童による読み聞かせ等を実施して読書好きな児童に育てる。

【数値目標】 年間読書ページ数達成児童の割合が8割以上

(6年：7000p・5年：6000p・4年5000p・3年4000p・2年3000p・1年：20冊)

④外部人材の教育力を取り入れた授業を提供する。具体的には、学校支援コーディネーターと連携し、ゲストティーチャーや学校支援ボランティアを意図的・積極的に活用し、体験的な学習を展開する。

【数値目標】 外部人材を活用した体験的な学習の実施（各学期1回以上）

⑤週1回の放課後の補習時間を意図的・計画的に実践する。また、家庭学習の時間を「学年×10分間」を目安とすることを「四小スタンダード」に示し、家庭と連携して取り組む。

【数値目標】 週1回の放課後の補習時間の実施（年間20回以上）

⑥津田塾大学と連携して外国語（活動）を推進し、指導の工夫を行う。他国の文化に触れたり、学生と交流したりして言語や文化を理解するとともに、英語を話すこと、読むこと、書くことの活動をとおして、コミュニケーションを図ろうとする態度を育み、主体的に外国語に親しむ児童の育成を図る。

⑦学習者用端末等のICT機器を活用した授業を実践し、学力向上の観点で有効な端末の活用方法について学校全体で理解を深め各教科における学習活動を充実させる。

⑧「四小スタンダード」を活用して、持ち物の管理や話の聞き方・発言の仕方、廊下歩行の仕方や休み時間の過ごし方など、学習規律や規範意識の醸成の徹底を図るとともに、学校生活の基本を習慣化させる。

(3)健全育成の推進→「健康な子・やさしい子」

児童一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に社会に受け入れられる自己実現を支えるようにする。そのために、学級担任、専科、養護教諭、生活指導部、スクールカウンセラー等、学校職員全体としてのチーム力で指導に当たる。また、児童の発達段階に応じて「決まり」の必要性を理解させ、社会生活上のルールや基本的モラル・規範意識を育成するとともに、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学校の教育的環境を形成する。更に、家庭と学校、地域社会との連携・協力を密にし、広い視野から児童の健全育成を図る。

【達成のための具体策及び数値目標】

①月2回、生活指導の月目標の振り返りを行い、目標を意識して行動できる児童の育成を図る。

【数値目標】毎月前半と後半に生活指導の月目標の振り返りの実施と具体的な取組の提示
(児童の自己評価「A：よくできた」と「B：できた」をあわせて9割)

②いじめの未然防止と早期発見・対応・解決に向けて取り組む。児童に「いじめは絶対に許されない」という意識をもたせ、それぞれの役割と責任を自覚させるために、年間3回(学期1回)のふれあい月間に合わせて、「いじめ防止」に関する授業を実践する。

【数値目標】年間3回(ふれあい月間)の道徳授業の時間に「いじめ防止授業」を実施(全学級)

③定期的な調査を通して、いじめの早期発見、迅速な対応に取り組む。また、未然防止の観点から日頃より担当する児童についての情報が察知できる豊かな人間関係づくりを実践する。

【数値目標】毎月のいじめ調査の実施といじめ問題を迅速に解決させる指導(いじめ見逃し0の継続)

④毎月末に週案簿に添付している「人権チェック表」「服務に関するチェックシート」で自己の指導姿勢を振り返り、人権における意識の高揚を図る。

【数値目標】毎月末に2種類のチェックシートの実施と指導改善(体罰0)

⑤学校は集団で生活する場所ということを認識させ、仲間とともに協力したり、努力したりするなど、他者と関わり、交わるコミュニケーションを重視する。(特別活動)

⑤ 相手の気持ちを考えなくてはならない場面を設定し上級生が下級生に手ほどきをする。(たてわり活動)

⑥ 生活指導連絡会を火曜日に行い、養護教諭や特別支援学級教員、スクールカウンセラー、特別支援教室巡回指導教員・専門員、スクールソーシャルワーカー等との情報共有等の連携を図る。

(4)体力の向上・健康の保持増進→「健康な子・おこなう子」

児童の体力や健康状態等を的確に把握し、児童の運動・スポーツに対する関心や意欲、及び体力の向上を図る。また、健康づくりのために望ましい生活習慣の形成や食育を重視した取組を行う。

【達成のための具体策及び数値目標】

①「体力の見える化」を行うために、体力テストの各運動種目の目標値を設定したり、体力テスト記録票を活用したりして、体力向上に向けた取組を行う。

【数値目標】[走力・跳力・投力・持久力・瞬発力・柔軟性・敏捷性等について]
昨年度の記録と比較して自己記録を更新できた児童の割合(学級児童の8割以上)

②学校全体で、体力向上のための「なわ跳び」や「持久走」、「スポーツタイム」などの業間運動、月曜朝遊び等により、進んで運動に親しませることで運動の日常化を図る。また、休み時間には教員も児童と一緒に遊ぶように努め、外遊びを推進する。

【数値目標】「できた・おおむねできた」と評価する児童の割合(学級児童の9割以上)

③給食指導をはじめ、出前授業など外部の食育関係機関と連携した指導の実践に取り組む。

【数値目標】栄養士または外部の食育関係機関と連携した食指導を実施した割合(各学年1回以上)

(5)キャリア教育の推進→「おこなう子」

学校の教育活動全体を通じて、他者との関わりを通して自尊感情を高めることと、郷土に愛着をもち、そのよさを発信する力を高めるとともに、社会人として自立して生きる力の育成を図る。

【達成のための具体策】

①小・中連携共通プログラム「キャリア教育」の考え方にに基づき、各学年の実践的な活動を行う。

低学年では、自己管理の基礎力を身に付けさせることを、中学年では、自分の周囲に目を向け、いろいろな職業を学び、将来の夢や希望をもたせることを、高学年では、実際に職業体験を行って、社会生活の大切さが分かり、憧れの職業に就くために自分で何をしなければいけないかを考えさせ、自己実現のきっかけとなるようにさせることを目標とする。

②本校の特色である地域と連携した、第2学年の「お仕事調べ」、第5学年の「お仕事体験」を充実させ、働くことの尊さ、地域を愛する気持ちの醸成を図る。第6学年の「お仕事インタビュー」では、様々な業種で活躍されている方をゲストティーチャーとして招聘し、仕事に対する思いやこれまで身に付けてこられた能力等を聞くことにより、自分の将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、社会人として自立して生きる力を身に付け、将来の夢の自己に向けて努力することのできる児童を育成する。

(6)特別支援教育の充実→「やさしい子」

特別支援学級（自閉症・情緒障がい及び知的障がい）と通常の学級との連携を密にし、特別支援教育の視点での教育環境を整備し、交流及び共同学習を展開するなど障がいの有無にかかわらず全教職員で児童の指導に当たる。

【達成のための具体策】

① 特別な支援が必要な児童に対しては、特別支援コーディネーターを中心に、当該児童の障がいの状況や困難さに対する指導上の工夫を理解し、「個別指導計画」「学校生活支援シート」を活用して関係諸機関や家庭との連携を図りながら対応策を迅速に協議する。

② 「学習の見通しをもたせる（ホワイトボードの活用）」、「黒板周りを簡素化する」など、特別支援教育の視点を取り入れた学習環境づくりをするとともに、ICT機器を活用し、児童が手段として学習や日常生活に生かせるようにする。

③ 感覚の過敏性等への配慮、視覚的な支援、固執への配慮等、指導上の工夫や環境の設定等に配慮する。

④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回発達相談員、その他の外部関係機関と相互連携し、特別な支援が必要な児童の対応に当たる。

⑤ 副籍児童との交流を密にし、活動の理解を深め、共生する意識を高める。また、その取組について情報発信し、充実を図る。

⑥ 特別支援教室担当教員との報告・連絡・相談を密にし、特別支援教室運営の充実を図る。

VIII 教員の人材育成

校内研究をはじめとするOn-JTや外部の研修であるOff-JTのバランスを取り、教員の授業力をはじめとした専門性の向上を図る。また、教員として身に付けるべき力を意図的・計画的に身に付けられるように、教員一人一人が授業や分掌業務はもとより、学級・学年・学校の課題を見出し、解決策を考えることができるように、各経験や職層に応じたOJTを実施する。

(1)副校長の育成

①様々な課題の対応において校長の考えを聞き一緒に解決策を考えるなど、管理職間のパートナーシップを強化する。

②主幹教諭を含めた経営会議において、自校の経営課題を自ら見い出させるとともに具体的な解決策を提言させていく。

③OJT責任者の統括として積極的に学級観察をさせ、教員の指導や学級掲示物の状況把握を通じた教員育成の意識を高めさせる。

(2)主幹教諭・指導教諭の育成

- ①CS学校経営協議会に参加させ、直近の学校課題の発見や解決法の協議を行い、学校経営の意識を高めさせる。
- ②副校長の教員への服務事故未然防止に向けた取組や事務作業（主に調査関係）、地域との連携や窓口対応等をさせるなどし、副校長業務の魅力に触れさせる。
- ③学校経営の課題について意見を述べさせるとともに、その解決方法について主任教諭と連携して取り組ませる。

(3)主任教諭の育成

- ①担当する分掌業務だけでなく、それ以外の分掌業務にも関わらせ、学校全体の動きや組織運営について学ぶことができるようにする。
- ②主任教諭同士で学校課題の解決策を協議させたり、若手教員の人材育成を行わせたりして、積極的な学校経営参画意識の向上をねらう。

(4)教諭の育成

- ①「共通指導」を展開するために学年会での打合せを定期的に行い、チームワークを重視した組織的な指導を大切にする意識をもたせる。
- ②学級に問題が生じた場合は、一人で解決しようと無理をすることなく学年主任に相談し、連携した取組を実施する姿勢を身に付けさせる。また、速やかに管理職に報告し指導を受ける。
- ③市教科等研究会や東京都教職員研修センター等の校外の研修に積極的に参加させ、自らの専門性の向上に努めさせる。
- ④「教材研究」を確実にを行い、全教科、課題解決型授業を児童に提供できるようにさせる。また、「いつでも・どこでも・だれからも」の精神で自らの指導力を高める意識を高めさせる。

IX おわりに

(1)開かれた学校に

教育活動は公開が原則である。学校便り・学級便りの定期的な発行やホームページを活用して、指導内容や担任の教育観、児童の学習の様子、学校生活の様子など幅広い情報発信を行わなければならない。また、保護者会やホームページ等を通して、学校・学年・学級の経営方針、教育方針や計画等の十分な説明と協力を得る努力をしなければならない。学校としてできること、できないことについては、きちんと説明し理解を得ることが大切である。

外部評価や関係者評価（アンケート）、保護者会や個人面談等で、保護者・地域の思いや考えを聴き、学校改善に反映させる。

(2)家庭や地域社会とともに歩む学校づくり

信頼される学校にするためには、教職員一人一人が相手の立場に立った対応ができることが重要である。外来者や電話には丁寧に対応し、保護者の相談や地域の要望や苦情には誠実に応えなければならない。その際、記録（氏名・内容等を正確に）を作成し、迅速に管理職（校長・副校長）に報告・相談しなければならない。児童に関わる問題、保護者や地域からの苦情等は、学校としての見解や方針について、職員間のずれが生じないように、共通した対応策を把握しておく必要がある。また、相手に不愉快な思いをさせないためには、服装、立ち振る舞い、言葉遣いなど、社会人としての常識を兼ね備えていなければならない。

(3)教育公務員としての自覚と誇り

教師はだれもが児童にとって価値ある尊敬されるべき存在でありたいと願っている。児童の人格形成に直接関与する人間としての責任を自覚し、人権尊重の精神に基づいた学校づくりに努力する。教育公務員としてサービスの厳正に努め、全体の奉仕者としての自覚をもって職務を遂行する。

- ①体罰、言葉の暴力、セクシュアルハラスメント、個人情報の流失等、人権侵害に当たるような行為は絶対に行わない。
- ②自己の行動に自覚と責任をもち、不適切な言動や金銭管理の怠慢、自動車通勤等、保護者・地域住民から不信感をもたれるようなことはしない。

(4)機能的な学校運営組織と共に高め合う人的環境

学校運営に関わる企画立案等の計画・決裁だけでなく、実施、評価の過程まで各分掌責任者（主幹教諭・指導教諭・主任教諭）が統括する機能的な組織を目指す。また、効率的な学校運営・運営管理を行うために、指導要録や通知表など様々な公簿も電子化し、個人情報保護を徹底し、情報管理機能の強化を図る。

職員室の整理整頓と機能的な物品整理を徹底する。執務環境をきちんと整え、個人情報漏洩等の事故を起こさないように努める。また、教師が互いの実践をオープンにして学び合う姿勢が大切である。職員室で、先輩や同僚から学ぶことは数多くある。

また、教職員の働き方改革について、法令の改正や昨今の社会の状況に鑑み、業務の在り方の見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務の適正化を図るようにする。

(5)事務の開かれた窓口対応と安全配慮、学校予算の適正な編成と執行

学校の印象は、受付で決まる。電話の対応、受付での外来者への対応など、細やかな気配りが求められるのは一般社会の常である。内容や学校の状況をふまえて適切に応じなければならない。何より、不審者対応への備えを忘れてはならない。また、事務室内で扱う個人情報についても、厳重な管理が必要である。また、施設管理や保守管理業者等に対しても、窓口ないしは指示役として機能することも職務である。

学校を運営する予算は、言うまでもなく、市民の支払う税金によって賄われている。市教育委員会、事務室、職員室の連携を密にして、予算の効率的な編成と執行を進め、円滑な教育活動を推進する。

(6)安全でおいしい給食、そして「食育」への連携

学校給食は、何より安全、安心が第一条件である。諸々の感染症予防対策を徹底し、毎日の消毒を欠かさずに実行する。また、食品の衛生管理やマニュアルに基づいた調理を徹底するとともに、子どもたちの嗜好をふまえた味付けの栄養バランスのよい魅力的な献立を提供する。

栄養士はもとより、外部の食育関係機関と連携してワークショップ等の実践に取り組むとともに、給食指導や総合的な学習を中心に生活指導や保健指導と連動した「食育」の指導を行う。また、給食試食会、食育講座、給食だより等を活用し、保護者や地域への食育の啓発を行う。

(7)創立70周年記念事業に向けて

昭和31年に創立された小平第四小学校は、令和8年度に創立70周年を迎える。この間、地元の地域から愛され、育まれて、7,800人余の多くの卒業生を輩出し、学校の誇りと伝統を築き上げてきた。学校を守り育ててきたこの地域に敬意と感謝の気持ちを込めて、創立70周年を祝う事業（記念式典等）を計画・立案し、挙げる。